

投資情報 Q&A

Q: 地方各種優遇措置の整理、廃止が見直されたというのは本当でしょうか。

～地方政府、開発区による各種優遇措置の整理、廃止を撤回～

A: 国務院は 2014 年 12 月 9 日付で「税収等の優遇政策の整理と規範に関する通知」(国発[2014]62 号、以下“62 号通知”と表記)を公布し、地方政府に対し各種独自の優遇政策の禁止、独自で制定している優遇政策の報告等を求めていました¹。ところが、2015 年 5 月 10 日に「税収等の優遇政策の関連事項に関する通知」(国発[2015]25 号、以下“25 号通知”と表記)を公布し、62 号通知で要求されていた地方政府や部門による各種優遇措置の整理、廃止が見送られることとなりました。背景には、景気が減速を続ける中で海外から中国への直接投資を少しでも確保したい中央政府の意向があるとの見方が一般的です。

デロイト トーマツ チャイナ ニュースでは、Vol.147(2015 年 2 月号)において 62 号通知が文字通りに実行されれば、地方政府や開発区による各種優遇措置を享受する日系企業に多大な影響が及ぶ可能性があるとして、実効性を注視すべき旨をお伝えしていました。今般 25 号通知が公布されたことにより、結果的に 62 号通知の実施を一時中断し、既存の地方優遇政策が継続される形となりました。但し、後述の通り、25 号通知には今後準備の整った段階で同趣旨の通知を公布する旨が記載されています。従いまして、地方政府等による独自の各種優遇措置を享受しているまたは享受しようとする企業は、将来的に改めて 62 号通知に類似する通知が行われるリスクに備え、自社の享受する優遇措置が地方政府等の権限を越えたものでないか、または、国務院等の必要な認可を得ているか等の点にも留意することが求められそうです。

25 号通知のポイントは、以下の通りです。

(1) 各地区や部門による既存の優遇措置の取り扱い

- ・ 優遇期限の適用期限あり: 当該期間中存続する。
- ・ 優遇期限の適用期限なし: 調整対象となる場合であっても、移行期間を設定し当該期間中は存続する。
- ・ すでに契約を締結済み: 引き続き効力を有し、実行済みの部分には遡及しない。

¹ 62 号通知の詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.147(2015 年 2 月号)を参照のこと。

(2) 地方政府等による今後の独自優遇措置の制定

・地方政府等が各種優遇措置を制定する際は、関連する法律・行政法規の規定に従うとともに、その優遇措置が税収等に関連する場合には、事前に国务院の認可を得なければならない。

(3) 今後の整理、廃止の実施に関する方針

・ 62 号通知で規定されている整理、廃止は、今後準備を整えた上で再度実施する。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。